

職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告に当たって（談話）

〔平成22年9月17日〕
埼玉県人事委員会
委員長 金野俊男

本日、埼玉県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について勧告を行いました。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与その他の勤務条件を、社会一般の情勢に適応させる機能を有するものです。

本委員会では、本年も、職員及び県内の民間企業の従業員の給与等の実態を精緻に調査し、国や他の地方公共団体の状況などを踏まえて、職員の給与等について検討を行いました。

調査の結果、本年も、民間企業の厳しい状況を受けて、公務と民間の給与比較において、月例給、特別給のいずれも公務が民間を上回っていることが明らかになりました。

月例給については、本年4月時点で、職員給与が民間給与を536円（0.13%）上回っていることから、これに見合うよう職員の月例給の引下げ改定を行うことが適切であると判断いたしました。

期末・勤勉手当についても、民間事業所におけるボーナスの支給月数に見合うよう引き下げることが適切と判断いたしました。

また、公的年金の支給開始年齢の引上げに伴う今後の雇用確保措置や50歳台以降の給与のあり方を含め、人事管理制度全体の見直しの必要性について報告いたしました。

さらに、職員の時間外勤務時間の縮減に向けた取組や男性の育児休業の取得促進についても報告いたしました。

議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示された上で、本勧告等の内容を実施するために必要な措置をとられるよう要請します。

昨年に引き続き、非常に厳しい勧告ではありますが、職員諸君においては、民間企業が置かれている厳しい状況を認識し、行政サービスの一層の向上と効率化に努めるとともに、高い倫理観と使命感をもって、県民の期待と負託にこたえるよう全力を挙げて職務にあたることを希望します。

県民各位におかれましては、本委員会が行う勧告の意義とその内容について御理解いただきますようお願いいたします。